

山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（令和5年山元町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第3条第1号に規定する再生可能エネルギーは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定する再生可能エネルギー源をいう。

(抑制区域)

第4条 条例第8条第1項に規定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(協議の届出)

第5条 条例第9条第1項に規定する協議の届出は、山元町再生可能エネルギー発電設備設置事業協議届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業区域等状況調書（様式第3号）
- (3) 説明会報告書（様式第4号）
- (4) 山元町再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書（様式第5号）
- (5) 別表第2に定める図書

2 条例第9条第2項に規定する変更の協議は、山元町再生可能エネルギー発電設備設置事業変更協議届出書（様式第6号）に、変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 事業者は、第1項及び前項の協議の届出について正副2通を作成し、町長に提出しなければならない。

(事業内容等の軽微な変更)

第6条 条例第10条第2項に規定する事業内容等の変更が軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 事業区域（抑制区域を除く。）の面積の1割未満の拡大
- (3) その他町長が認めるもの

(協議終了の通知)

第7条 条例第11条に規定する終了の通知は、協議結果通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の通知を受けた事業者は、当該通知に係る意見等について回答するときは、協議結果意見等に係る対応届出書（様式第8号）により

行わなければならない。町長は、条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求めるものとし、職員に事業区域に係る土地への立入り及び当該事業に関する事項の調査をさせるものとする。

(事業の着手等の届出)

第8条 条例第12条に規定する事業の着手、完了、中止又は再開の届出は、工事届出書(様式第9号)により行うものとする。

(立入調査証)

第9条 条例第14条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第10号)とする。

(助言、指導又は勧告)

第10条 条例第15条第1項に規定する助言又は指導は、助言・指導通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第15条第2項に規定する勧告は、勧告書(様式第12号)により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第16条第1項に規定する公表は、山元町公告式条例(昭和30年山元町条例第1号)に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

(弁明の機会)

第12条 条例第16条第2項に規定する弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書(様式第13号)により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該公表に係る弁明をしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に係る弁明書(様式第14号)により行わなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

抑制区域	関係法令等
急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号
森林の区域 保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号及び第25条第1項
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
県自然環境保全地域 県緑地環境保全地域	自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項及び第23条第1項
重要文化財 周知の埋蔵文化財包蔵地 史跡名勝天然記念物	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第93条第1項及び第109条第1項
県指定有形文化財 県指定史跡 県指定名勝 県指定天然記念物	文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第3条第1項及び第32条第1項
町指定文化財	山元町文化財保護に関する条例（昭和47年条例第8号）第5条
その他町長が必要と認める区域	

別表第2（第5条関係）

	図書の種類	備考
1	位置図及び現況写真	
2	公図	説明に係る範囲、地番及び所有者を記入
3	土地利用計画図（配置図）	縮尺1000分の1以上
4	土地造成計画平面図	縮尺1000分の1以上
5	土地造成計画縦断図	縮尺縦100分の1以上及び横1000分の1以上
6	土地造成計画横断図	縮尺100分の1から200分の1まで
7	流量計算書	
8	排水施設構造図	
9	排水に係る放流承諾書	
10	反射光影響予測図	太陽光パネルによる周囲への反射光影響範囲を予測した図面
11	工事施工方法書（計画書）	作業方法並びに工法を示した図書
12	工事実施体制表	施主、工事施行者、保守管理者等を示した図書
13	他法令等による許認可等を受けている場合はその写し	
14	維持管理計画書	
15	その他町長が必要と認める書類	

備考 7から14までの書類について提出できないときは、町の指示によるものとする。